

質問

殉死の禁止について 近世期の殉死とその禁止令について、具体的に解説して下さい。

[回答者] 高埜 利彦

殉死とは、臣下や仕えていた者が、主人の死後、その跡を追って切腹などによって自ら命を絶つ行為である。古代にはすでにその例が見られ、中世の武士の世界では、合戦で戦死した主人の跡に追腹を切る行為として現れた。ここでは近世期の殉死おいはらとその禁止令について考える。

寛文三（一六六三）年五月、四代將軍徳川家綱（二三歳）は、將軍襲職一二年目にして、代はじめの「武家諸法度」の發布を行なった。その折に殉死の禁止を命じた。それ以前は殉死を美德と見なしていたのを、一八〇度転換して不義無益の事と否定したのである。この大きな政策転換にはどのような狙いがあったのか、ということも含めて解説しよう。

殉死の禁止を命じた一年前の寛文二年に、幼い將軍家綱を支えてきた、三代將軍徳川家光政権以来の老中松平信綱（六七歳）が死去した。このことから、家綱政権は前代の枠組みを土

台にするものの、独自の新たな政権の段階に入った。寛文三年四月には、三代將軍家光が行なって以来一五年ぶりの日光社参を挙行した。東照権現（徳川家康）に將軍として参詣し、その地位を示すことの意味の他に、知行宛行に基づく軍役を課して、日光社参に名を借りた大軍事演習を行ない、軍事指揮権を発動する將軍の地位を示した。これは若い將軍と、大名・旗本との間の主従関係をあらためて確認したものと見える。

そのうえで翌月に「武家諸法度」を發布した。今回は数か条の追加があったものの、基本的には前代家光の寛永一二（一六三五）年の「武家諸法度」が踏襲された。その際、追加の形で一か条の別紙が出された。これがいわゆる「殉死の禁止」と呼ばれる禁令で、新たな段階に入った家綱政権の独自性を示すものとなった。覚書の形で出されたいわゆる殉死の禁止の読み下しは、以下の通りである。

覚

殉死は古より不義・無益の事なりと、いましめ置といへども仰せ出だされこれなき故、近年追腹ども余多これあり、向後左様の存念これある者には、其の主人常々殉死致さざる様に堅く申し含むべし、若し以来これ有るに於いては、亡主の不覚悟越度たるべし、跡目の息も押留めせしめざるに不届きに思召さるべきもの也、

寛文三卯五月廿三日

その内容は、殉死は不義無益のことであると否定して禁止し
たうえで、もしも追腹を切るような者があれば、それは主人の
戒めが足りなかったもので、其の主人に亡主の落度であると命
じ、しかもその跡目の息子もこれを止めなかったことは不届き
であると、あわせて命じた。

近世に入つての殉死は、慶長一二（一六〇七）年徳川家康の
四男松平忠吉（尾張清洲城主）の死後、近臣三人が跡を追つた
ことが早い例として挙げられる。寛永一二（一六三五）年には
仙台の伊達政宗が七〇歳の波乱の生涯を閉じた。政宗に殉死し
た者が一五人あり、その殉死した一五人のためにさらに殉死し
た者が五人もあつた。寛永一八（一六四一）年には細川忠利が
熊本の地で没した。これに殉死した武士が一九人あつたが、そ
の中に阿部弥一右衛門も含まれる。のちに森鷗外が小説『阿部
一族』の主人公にする。鷗外は、大名に主人の死と家臣の殉死
と、それを取り巻く近臣に殉死を迫る熊本の空気を巧みに伝え
る。

殉死は情死に近似する。情死は恋する相手の跡を追う、ある
いは手を携えて共に死ぬ。殉死は男女ではないが、主従の間に
情を通わせ、主人の死後すぐさま追腹を切る。上記の三人の大
名は、いずれも戦乱の世を生き抜いた者たちで、殉死した者た

ちも主人その人に情を通わせ、心から仕えていた者たちであ
る。

これとは別に、主人の側近くに仕える者であるから、殉死し
なければならぬとの建て前（理屈）によって、追腹を切らさ
れるということも、戦乱の世が終わって平和と安定の時代にな
ると次第に生じたであろう。この情と理の狭間に揺れたであ
うことが想像される。

殉死に臨む者の心性がいかなるものであつたかはひとまず置
くとしても、徳川家綱政権が寛文三年に殉死の禁止を命じたこ
とは、勇断とも呼べる強い政策意図を感じさせる。なぜなら、
父である三代將軍家光が慶安四（一六五一）年四月に本丸にお
いて生涯を終えたその夜、堀田正盛（佐倉城主）・阿部重次
（岩槻城主）・内田正信（側衆）は殉死し、翌日以降も殉死した
者があつたのだから、一二年前の実父の死とその後を追う殉死
の行為を、あえて「不義無益」のことと断じるには、勇気を奮
わねばできないことであつたであろう。「不義密通」という言
葉のように、「不義」とは義（道理）に背く悪逆行為の意味に
用いられる。父である將軍の死後の殉死を不義といい、無益
（無駄）なことといひ放つたのである。実際に寛文八（一六六
八）年二月に宇都宮藩主奥平忠昌が死去した後、重臣の杉浦氏
が切腹したのを殉死と見た幕府は、同年八月に跡継ぎの奥平昌

能を、殉死を留めなかったとして処分した。

では殉死の禁止を命じた家綱政権の政策意図は、どこにあったのであろうか。殉死の禁止を命じた覚書の意図は、要するに、主人の死後は殉死することなく、跡継ぎの息子（新しい主人）に奉公することを義務付けるところにあった。

このことは何を意味するのであろうか。武士の奉公のあり方は、かつての戦乱の世に見られた、主人個人に心から仕え奉公する、個人対個人の主従関係ではなく、主人の家（主家）に奉公するように命じたのである。個人に対する奉公から家に対する奉公を求めるために、個人に仕える主従制の象徴であり美風とされた殉死を、不義無益なこととして禁止したのであった。

この結果、主人の家は代々主人であり続け、従者は主人を替えることなく、代々主家に奉公し続けることを当然のこととした。戦国期から近世初頭まで見られた下剋上の可能性を皆無にさせ、諸大名は將軍個人の能力に関わりなく將軍家に忠誠を誓うことになり、また大名と家臣との関係においても、いかに能力の劣る大名であっても、家臣は主家のために従者として奉公する主従制に変化させたのである。

三代將軍徳川家光政権まで続いた、国内外の戦争に対して、將軍が全大名に軍役を課して軍事指揮を執り、武威をもって幕藩体制の安定を図ろうとした方策から、今や平和と安定がもた

らされつつある中で、軍事優先の武家思想をあらため、主従制を転換させることで幕藩体制の安定を求めたものと、殉死の禁止の政策意図を理解することができる。

この考え方は、五代將軍徳川綱吉以降にも継承され、「武家諸法度」の条文の中に組み込まれて命じられ続ける。

（たかの・としひこ／学習院大学教授）